

資料No. 4

酪農教育ファーム認証規程等の改正について（案）

平成25年3月27日
社団法人 中央酪農会議
酪農教育ファーム推進委員会

1. これまでの経緯

平成20年度に酪農教育ファーム認証制度を改正しこれまで運用してきたが、現行の認証条件や制度の運用について改定や変更を必要とする事項を改善すべく、これまで酪農教育ファーム推進委員会、指定団体・全国連実務責任者会議、指定団体担当者会議等で協議を行ってきた。

これらの議論を踏まえ、「酪農教育ファームファシリテーター認証規程」及び「酪農オープンファーム登録規程」等について、以下のとおり改正することとしたい。

2. 改正のポイント（主な改正点） ※参照：別紙1（新旧対照表）

（1）「酪農教育ファームファシリテーター」認証規程

地域推進委員会の活動範囲を広げ活動の深化を図るとともに、ファシリテーターの研修機会を増やすことを改正の目的とする。

- ① ファシリテーターの認証更新のための資質向上研修に、「酪農教育ファーム地域推進委員会」が開催するものも含む。
- ② 認証申請書（様式1）に一部加筆。

（2）酪農オープンファーム登録規程

酪農オープンファームの登録目的等について、認証制度との区分を明確にすることを改正の目的とする。

- ① オープンファーム登録の目的を「交流活動を行う牧場への支援体制を整備すること」とする。
- ② オープンファームに対する支援を「必要な情報及び活動支援ツール、情報交流の場等を提供すること」とする。
- ③ 登録申請書（様式1）を一部見直し。

（3）その他の改正点

- ① 「社団法人中央酪農会議」を「一般社団法人中央酪農会議」に改正。
- ② 「酪農教育ファーム認証牧場」「酪農教育ファームファシリテーター」「酪農オープンファーム」の各「規則」に、「交流活動における感染症防疫マニュアル（平成22年、中酪作成）」を遵守することを追加。
- ③ 「酪農教育ファーム認証牧場」認証規程の参考資料として「牧場現地検査」の様式を追加。※チェック項目を「牧場現地審査」と揃えた表記に統一。
- ④ 規程の制定・改正年月日をそれぞれ記載。

以上